

平成 8 年度予算の背景と特色

は じ め に

平成 8 年度予算編成の経緯等

1. 概算要求基準の設定と概算要求

平成 8 年の概算要求基準は、平成 7 年 8 月 4 日に閣議了解され、これをもとに 8 年度予算編成の実質的作業が開始された。

これまで、各年度の予算編成においては、概算要求基準の設定を梃子として制度・施策の見直しを行うなど財政改革を協力を推進してきたところであるが、8 年度予算の概算要求基準においては、社会経済情勢の変化に応じて、まず、歳出面において制度の根本にまでさかのぼった見直しや施策の優先順位の厳しい選択を行うなど、従来にも増して徹底した見直しを行うとともに、税外収入等歳入面においても見直しを行っていくこととした。

具体的には、経常的経費は、削減対象除外経費を除いた経費について一般行政経費は 15%の削減、一般行政経費を除く経常的経費は 10%削減させることとした。投資的経費については、公共事業費については「公共投資重点化枠（3,000 億円）」とあわせ 5%の加算を行うこととした。この「公共投資重点化枠」は本格的な高齢化社会の到来する 21 世紀を控え、新たな時代のニーズに的確に対応して公共投資の重点化を図るためのものである。

この基準に従って算出される一般歳出の要求総額は、前年度当初予算額に対して 1 兆 7,900 億円程度（同 4.2%）の増と見込まれた。

以上の概算要求基準によって、各省庁は本格的な要求づくりの作業を進め、8 月末までに概算要求の提出がなされた。各省庁の概算要求を受け、9 月から本格的な予算編成作業に入ったが、税収動向も引き続き厳しく、また、これまで講じてきた特例的な措置が限界に達したことから、8 年度予算においては、特例公債の発行のやむなきに至ることが判明した。これを受けて、11 月 14 日には国民に財政事情を開示し理解を求めるため、「8 年度の財政事情について」大蔵大臣より発言（「財政危機宣言」と報じられる）を行った。

こうした状況の下で、真に必要な財政需要に適切に対応しつつ、まず、従来以上に各歳出項目について精査し、制度や施策の意義、合理性、優先度をあらためて検討し、徹底した見直しを行うなど厳しい予算編成が行われた。

2. 財政制度審議会の提言

財政制度審議会は、平成 7 年 9 月以降、8 年度予算編成に当たっての基本的問題、歳出の削減合理化の方策及びそれに関連する諸問題等について審議を重ね、平成 7 年 12 月 18 日に「平成 8 年度予算の編成に関する建議」及び「歳出の削減合理化の方策に関する報告」を大蔵大臣に提出した。

なお、我が国財政は、平成 8 年度予算編成において特例公債の発行を余儀なくされるなど、容易ならざる事態に立ち至っている。このような事態を早急に改善していかなければ、諸外国の事例に鑑みても、高齢化社会を迎える 21 世紀の我が国経済社会の活力を奪い、中長期的な成長を妨げることとなりかねないとの認識の下、財政健全化の必要性等について、有識者からのヒアリング等も交え、集中的に審議を行い、平成 7 年 12 月 12 日に「財政の基本問題に関する報告」を提出した。「建議」の概要及び「財政の基本問題に関する報告」のポイントは以下のとおりである。

A 「平成 8 年度予算の編成に関する建議」の概要

(1) 財政の基本的課題

（財政の現状）

我が国財政は、近年、バブル崩壊後の景気の下支えや阪神・淡路大震災への対応のため累次にわたる対策を実

施したこともあり、極めて悪化しており、その財源として建設公債を増発せざるを得なかったのみならず、ついには特例公債の発行のやむなきにまで至っている。この結果、公債残高は過去5年間だけでも55兆円増加し、平成7年度末には世界中の開発途上国の累積債務総額をはるかに超え、220兆円を上回る見込みとなっており、利払費の増高が政策的経費を圧迫するなど、財政の硬直化は極めて深刻な状態になっている。

これに加え、足もとの7年度税収については、6年度税収を下回り、5年連続の対前年度減収になることが見込まれ、その減少を補うための補正予算を組むことを余儀なくされる事態となっている。また、8年度税収も引き続き厳しい状況が続くと考えられる。

さらに憂慮すべきことは、我が国財政が単に循環的要因から悪化しているのではなく、構造的要因によりますます悪化しているということである。かつてのような高度成長を期待できない中、高齢化社会に突入する我が国においては、今後、景気回復によりある程度税収が伸びたとしても、財政健全化がにわかに実現することは期待するべくもないと考えられる。

もはや我が国財政は、根本的な取り組みを図っていかなければ取り返しがつかなくなることが憂慮されるほど危機的な状況に陥っていると言えよう。

(特例公債の発行について)

8年度における歳入と歳出のギャップは、昨年度の財政の中期展望で示された建設公債の減額を断念するとしても、極めて大きくなっており、また、財源措置としての特例的措置も、国債整理基金特別会計の資金が不足するなど、限界に突き当たりつつある。このため、8年度予算においては、元年度予算以来7年振りに、当初予算段階から償還財源の手当てについて目処のない特例公債を発行せざるを得ない状況に至っている。

当審議会は、特例公債の発行については、これまで、歳出は経常的な収入で賄うという財政法の基本原則に著しく反し、かつ後世代に資産を残さず負担だけを残すこととなり、世代間の公平という観点からも問題があること等を指摘しつつ、その発行は厳に回避すべきとの方針を繰り返し述べてきたところであり、今般、当初予算段階から特例公債を発行せざるを得ない事態となることについては、埋めようもない歳入と歳出のギャップの存在を勘案すればやむを得ないこととは言え、誠に遺憾である。

昭和50年度の特例公債の発行以来、その発行からの脱却に15年もの歳月を要すとともに、累増した公債残高が財政硬直化の一大要因となってしまった歴史的教訓を忘れてはならず、今次、特例公債発行のやむなきに至ったからと言って、それを回避すべきであるとの当審議会としてのこれまでの提言は、いささかも変わるべきものではなく、特例公債を発行せざるを得ない状況であればこそ、財政構造の改革に一層強力かつ早急に取り組むことが必要である。

(財政の基本問題についての我が国の認識)

我が国財政が以上述べてきたような事態に立ち至っていることを踏まえ、当審議会では、財政健全化の必要性等について集中的に審議を行った。その結果は、後述する「財政の基本問題に関する報告」において示しているところであるが、同報告によれば、国際的に財政健全化への動きが大きな流れとなっている中で、欧米諸国と比較しても極めて深刻な状況にある我が国のみが、独り、財政悪化への途を急速にたどりつつある。しかしながら、そのことに対する我が国における危機感は驚くほど希薄といわざるを得ない。その主たる理由としては、我が国では現時点においては、投資を上回る大幅な民間部門の貯蓄(「過剰貯蓄」)が存在するため、金利の上昇、クラウディング・アウト、インフレ、為替への悪影響など財政赤字の経済への深刻な影響が顕在化していないことが挙げられるとのことである。しかし、その過剰貯蓄も21世紀の早い時期には著しく減少していくと考えられる。国際化が進む世界経済の中で、過剰貯蓄の著しい減少が始まれば、我が国だけが、独り、現在諸外国で見られるような財政赤字の弊害から無縁でいられるとは考えられない。我が国の財政赤字の大きさから考えるならば、それ以降、財政赤字の弊害は、欧米諸国が現在直面しているよりもさらに加重した姿で、長年にわたって我が国経済の活力を奪っていくものになると危惧されるところである。

我が国経済は、バブル経済の崩壊後、長引く景気低迷、一時的には1ドル80円をも超える円高という厳しい荒波に揉まれており、時代は大きな転換点にあると言えよう。しかしながら、そういう時代であるからこそ、21世紀の我が国経済のあるべき姿をしっかりと見据えて、その中でいかなる財政を私達の子供達へ引き継いでいくの

かについて、合意形成を図っていかなければならない。そして、その上で活力ある 21 世紀の社会を作っていくために、一刻も早く財政健全化に取り組んでいく必要がある。

(今後の財政運営の在り方)

現在、我が国財政を取り巻く環境をみると、一方で、以上述べたように財政構造の悪化が急速に進みつつあるが、他方、目前に迫った本格的な高齢化社会の到来を展望した場合、年金、医療、福祉等社会保障関係の歳出の増加は避けられない。また、資源の適正配分という財政に課された任務を踏まえ、中長期的な展望に立って着実に社会資本整備を推進することも求められている。更に、国際社会における我が国の責任の増大を踏まえ、今後とも政治、経済、文化等多方面にわたり国際社会への貢献を行っていくことも求められている。

しかしながら、特例公債を発行せざるを得ないとの誠に遺憾な状況にある今日、こうした要請に応えることが巨額の公債残高の負担を将来世代に先送りすることとなってしまうのではない。将来世代は、本年度の経済白書において経済企画庁が示したところによれば、現存世代に較べて、一世帯当たり 1,300 万円もの追加的な負担を既に負わなければならないとされているところである。この上さらに、現存世代からの負担の先送りが、巨額の公債残高の償還等の負担となって追加されれば、活力ある 21 世紀の我が国経済・社会の実現は望むべくもないものとなるだろう。

今後の財政運営の在り方としては、将来世代に過大な負担を先送りすることとならないよう、早急に財政健全化に取り組んでいくことが何よりも求められるところである。

そのためには、当面、歳出面においては、各歳出項目の見直しを進めるに当たり、総合的視野に立って大胆にスクラップ・アンド・ビルドを行うとともに、限られた財源について思い切った配分の効率化・重点化に努めることが重要である。社会・経済の構造的な変化に対応するため、歳出の緊要性、効率性などの見地から、併せて歳出内容を大胆に見直していくことが不可欠なのである。

このような観点から、これまでも各年度の予算編成に当たっては、概算要求基準の設定を挺子として、限られた財源の中で各種施策について厳しい優先順位の選択が行われてきたところであるが、同様の仕組みは厳しい歳出削減を行っている欧米諸国でも同様に行われているところである。財政事情が今日のように悪化した現状において、歳出項目全般について削減合理化を進めるに当たっては、概算要求基準の果たすべき役割は今後とも極めて大きいものと考えられる。

しかしながら、より根本的な財政健全化を図っていくためには、行政府としても自らの定員削減、民間委託の促進などの行政改革に一層取り組む必要があることは言を持たないが、さらに、社会保障、公共事業、地方財政、防衛、農業、文教といったような国民一般に幅広く受益が及んでいる分野においても、財政の果たすべき役割や守備範囲を見直し、聖域を設けることなく制度の根本にまで遡った検討、見直し等を行う必要がある。また、不況期におけるこれまでのような財政に頼った景気刺激策の在り方についても検討していく必要があろう。

このような歳出面での見直しを行ったとしても、今後の高齢化の進展等に伴い、財政需要は不可避免的に増加せざるを得ない可能性が高いと言えよう。

こうした財政需要に対しては、適切な財源的裏付けが必要であることを想起する必要がある。公債と言えどもその償還財源を確保する必要があることを考えれば、公共サービスのコストはいずれは国民が税負担により賄わなければならないという財源調達手段としての税制の問題を、国民全体が自分自身の問題として真剣に議論していく必要があろう。

(2) 平成 8 年度予算編成に当たっての考え方

(基本的な考え方)

平成 8 年度の予算編成に当たっては、特例公債の発行を余儀なくされることになった財政の現状に鑑み、過去の経緯にとらわれずに、優先順位のさらに厳しい選択を行うなど、歳出全体の洗い直しを徹底することはもちろん、聖域を設けずに制度の根本に遡って厳しく見直すこと等により、財政赤字削減に果敢に取り組んでいくことが不可欠である。

その中で、真に必要な財政需要に適切に対応できるよう、限られた財政資金の配分の効率化・重点化を一段と

徹底することが求められている。特に、公共事業については、8月の概算要求基準の設定に当たり、昨年度に引き続き、新たな時代のニーズに的確に対応した公共投資の配分を図るべく重点化枠が設定された趣旨を十分に踏まえ、生活者重視等の視点に立って配分の重点化がなされることが必要である。また、概算要求基準設定の段階において、本年新たに、我が国経済が21世紀に向けて発展を続けていくための基盤となる分野や、それを支える学術研究の新たな財政需要に対応するため、「経済発展基盤・学術研究臨時特別加算」が講じられたところであり、予算編成に当たっては、その趣旨が実現されるよう、要求内容の厳しい吟味を行うべきことは言うまでもない。

当審議会は、以上のような基本的認識の下、歳出の在り方及び削減合理化等に関する諸問題について審議を進め、その結果を「歳出の削減合理化の方策に関する報告」において示している。政府においては、平成8年度の予算編成において、同報告書の趣旨に従い、そこに示された具体的方策の実現に最大限努力すべきである。

（社会資本整備と建設公債発行）

社会資本の整備についても、現下の財政事情の下では、その負担の全てが将来世代の負担となりかねず、財政の硬直化要因となるといった問題があるものの、現下の経済情勢の下で、中長期的な展望に立って着実に整備することの必要性を考えれば、8年度予算において、そのために、建設公債の発行額を7年度当初予算より増加させることはやむを得ないものと考えられる。

（特例的歳出削減措置等について）

これまでの予算編成で、歳入歳出両面であらゆる努力を行う過程において、とりわけ特例公債の発行を回避するため、いわゆる特例的歳出削減措置等が行われてきた。これらは極めて厳しい財政事情を踏まえやむを得ざる措置として行われてきたものであるが、他方、こうした措置を多用することにより、財政の実態が分かりにくくなってきているのではないかと批判もある。

我が国財政が特例公債を発行せざるを得ない危機的状況に直面している現在、その厳しい現状を直截に国民に開示していくためにも、これらの措置については、この際、改めて見直しを行っていくべきであると考え。その見直しに当たっては、それぞれの事業の運営に支障が生じないかはもちろん、個々の措置に則してその制度・施策のあり方に立ち返り、どこまでこうした臨時緊急の措置をとり得るかについて、今まで以上に慎重に検討した上で、ぎりぎりやむを得ないものに止めていくべきものと考え。

平成5年度から7年度においては、日本電信電話株式会社の株式売却収入を活用するという国債整理基金の資金繰りの方策を採ることにより、国債費の定率繰入を停止してきたところであるが、上記の趣旨も踏まえ、仮にこれを停止した場合には、国債整理基金の運営に支障が生ずることとなる8年度予算においては、国債整理基金特別会計法に基づき、国債費の定率繰入を実施することが適当と考える。

B「財政の基本問題に関する報告」のポイント

- (1) 欧米諸国は、経済を活性化させ、中長期的な経済成長をもたらすためには財政赤字の削減が必要であるという共通の認識のもと、財政の健全化に取り組んでいる。
- (2) これに対し、我が国では、財政がG7の中で最悪と見込まれるほどに急速に悪化しているにもかかわらず、国民の間にほとんど危機意識がみられない。
- (3) これは、金利上昇、クラウドینگ・アウト、世代間の公平といった財政赤字の問題が、過剰貯蓄の存在により一時的に覆い隠されていることによるところが大きい。
- (4) しかしながら、欧米諸国にも例を見ないほどの急速な高齢化の進展により、過剰貯蓄は早晩減少する見込みであり、財政赤字の問題がひとたび顕在化すれば、長年にわたり我が国経済の活力を奪ってしまうおそれ大きい。
- (5) 活力ある21世紀の社会を作っていくためには、規制緩和と並んで、財政健全化が不可欠であり、そのためには、財政健全化に向けての国民的合意の形成のもと、歳出の抑制を実現するため、社会保障、公共事業等の分野においても聖域を設けることなく制度の根本にまで遡った検討、見直し等を行う必要がある。
- (6) 財政赤字への取り組みには、一刻の猶予も許されない。

3. 予算編成方針等

12月19日には予算編成方針が閣議決定された。この予算編成方針を受け、翌20日に大蔵原案が閣議提出され、復活折衝を経て同月25日に概算の閣議決定が行われた。

その後、鋭意予算書の作成等の準備を進め、平成7年1月22日、第136回国会に提出された。

4. 平成8年度の経済見直しと経済運営の基本的態度

平成8年度予算編成の前提となった「平成8年度の経済見直しと経済運営の基本的態度」(平成8年1月22日閣議決定)の概要は以下の通りである。

(1) 平成8年度の経済運営の基本的態度

平成8年度の我が国経済においては、景気の回復を確実にし中長期的な安定成長につなげていくため、全力を挙げて内需振興に努めるとともに、自由で活力があり、同時に豊かで安心できる経済社会の創造を進めるほか、内外情勢に的確に対応するため、引き続き行財政改革の推進や我が国の国際的責任の遂行に努める必要がある。こうした観点から、平成8年度においては、以下の点に重点を置いた経済運営を行う。

(1) 景気回復の確実化

民間需要主導の自律的景気回復への移行を速やかに実現すべく、内需拡大を図るとともに、直面する諸課題に的確に対処するため、適切かつ機動的な経済運営に努める。

具体的には、平成8年度予算においても引き続き景気に配慮するとともに、主な施策として、平成7年度と同規模の所得減税を実施するほか、公共投資の推進、住宅投資の促進を図る。同時に、経営安定及び構造改革等を図るための中小企業対策並びに失業なき労働移動や雇用創出の支援等の雇用対策を講ずる。また、金融機関による資金の円滑な供給を図り、不良債権の早期処理に果敢に取り組むとともに、土地税制の見直し等を通じた土地の有効利用の促進等を図る。証券市場の活性化のために税制等の措置を講ずる。さらに、引き続き為替の安定を図るとともに、金融政策を適切かつ機動的に運営する。

(2) 経済構造改革の推進

グローバル化の進展等を踏まえ、景気回復の動きを中期的にも持続的な内需主導型の成長につなげていかねばならない。このため、我が国経済・産業の将来に対する不透明感を払拭し、国内産業の空洞化等の懸念に適切に対応するとともに、自由で活力ある経済社会を創造するため、市場メカニズムの発揮、新規産業の創出等により経済構造改革を推進する。

具体的には、主な施策として、規制緩和と推進計画や競争政策の推進、高コスト構造是正・活性化のための行動計画の推進を図るとともに、ベンチャー企業等に対する支援を行う。また発展基盤の整備として人材の育成、科学技術の創造、情報通信の高度化、社会資本整備の推進を図るとともに、健全で活力ある金融システムの構築を図る。

(3) 国民生活の充実

少子・高齢社会への不安、社会資本整備や良質な住宅ストック形成の立ち後れ、内外価格差の存在や環境問題等を背景に、国民の間に存在する不満を解消していくため、豊かで安心できる経済社会の創造を図る。

具体的には、主な施策として、引き続き阪神・淡路地域の復興に努めるとともに、災害に強い国づくり・まちづくりを推進する。また、直接的に国民生活の質の向上に結びつくものへの配分の重点化を継続しつつ、公共投資基本計画の推進を図るとともに、ゆとりある住宅・住環境の形成等を図る。さらに、規制緩和、競争政策の推進や公共料金政策の適切な実施を通じて内外価格差の是正・縮小を図る。

(4) 行財政改革の推進

内外情勢の大きな変化への対応力に富み、簡素で効率的かつ国民の信頼を確保し得る行政を確立するため、行政改革を推進する。具体的には、規制緩和、地方分権、行政情報の公開等を推進する。

また、我が国財政は、現在、巨額の公債残高を抱え、国債費の増大等により一段と深刻さを増しており、高齢化、社会資本整備、国際的な責任の増大等に適切に対応していくためには公債残高が累増しないような財政体質

を作り上げることが必要であり、歳出面で制度の根本までさかのぼった見直しや施策の優先順位の厳しい選択を行うことにより財政改革を推進する。

(5) 国際的役割の遂行

世界経済に占める我が国の責任を果たすため、多角的自由貿易体制の維持・強化を図り、政府開発援助を含む資金協力等を通じて世界経済の持続的発展に貢献するとともに、市場アクセスの改善等により調和ある対外経済関係の形成に努める。特に、アジア太平洋経済協力（ＡＰＥＣ）においては、７年１１月に採択された貿易・投資の自由化・円滑化並びに経済・技術協力からなる大阪行動指針を踏まえて、我が国としての行動計画の策定等を行う。

(２) 平成８年度の経済見通し

上記のような経済運営の下で、平成８年度においては、適切な財政・金融政策、経済構造改革の実施等により、民需が次第に力を増し自律的回復に移行すると考えられる。国内総生産の実質成長率は２.５％程度になるなど、平成８年度の経済見通しは、おおむね別添の主要経済指標平成８年度の欄のとおりと見通される。

主 要 経 済 指 標

１．国内総生産

	平成6年度 (実 績)	平成7年度 (実績見込み)	平成8年度 (見通し)	対前年度比増減率	
				平成7年度	平成8年度
	名目・兆円	名目・兆円程度	名目・兆円程度	%程度	%程度
民 間 最 終 消 費 支 出	286.3	289.4	297.2	1.1	2.7
民 間 住 宅	26.2	24.1	24.7	8.3	2.6
民 間 企 業 設 備	69.6	69.8	72.3	0.2	3.6
民 間 在 庫 品 増 加	0.2	0.7	1.8	347.3	150.7
政 府 支 出	87.0	92.4	94.1	6.2	1.8
最 終 消 費 支 出	46.2	47.5	48.7	2.7	2.6
固 定 資 本 形 成	40.6	45.0	45.4	10.8	1.0
財 貨 ・ サ ー ビ ス の 輸 出	44.5	45.1	48.3	1.4	7.1
(控除)財貨・サービスの輸入	35.2	38.5	42.4	9.5	10.0
国 内 総 生 産	478.6	482.9	496.0	0.9	2.7
(同 ・ 実 質)	-	-	-	1.2	2.5
国 民 総 生 産	482.4	487.2	500.7	1.0	2.8
(同 ・ 実 質)	-	-	-	1.3	2.5

２．労働・雇用

	平成6年度 (実 績)	平成7年度 (実績見込み)	平成8年度 (見通し)	対前年度比増減率	
				平成7年度	平成8年度
	万人	万人程度	万人程度	%程度	%程度
総 人 口	12,523	12,555	12,590	0.3	0.3
15 歳 以 上 人 口	10,462	10,530	10,585	0.6	0.5
労 働 力 人 口	6,650	6,675	6,695	0.4	0.3
就 業 者 総 数	6,455	6,460	6,485	0.1	0.4
雇 用 者 総 数	5,243	5,265	5,295	0.4	0.6

3. 生産活動

	平成7年度 (実績見込み)	平成8年度 (見通し)
	%程度	%程度
鉱工業生産指数・増減率	1.1	3.5
農林漁業生産指数・増減率	2.8	2.4
国内貨物輸送(トン・キロ)・増減率	1.6	2.7
国内旅客輸送(人・キロ)・増減率	1.2	2.0

4. 物価

	平成7年度 (実績見込み)	平成8年度 (見通し)
	%程度	%程度
総合卸売物価指数・騰落率	0.8	0.1
消費者物価指数・騰落率	0.0	0.5

5. 国際収支

	平成6年度 (実績)	平成7年度 (実績見込み)	平成8年度 (見通し)	対前年度比増減率	
				平成7年度	平成8年度
	兆円	兆円程度	兆円程度	%程度	%程度
貿易・サービス収支	9.1	6.3	5.7	-	-
貿易収支	14.1	11.7	11.5	-	-
輸出	39.5	39.6	42.5	0.3	7.3
輸入	25.4	27.9	31.0	9.9	11.1
経常収支	12.4	10.0	9.7	-	-

(備考) 上記の諸計数は、現在考えられる内外環境を前提とし、本文において表明されている経済運営の下で想定された平成8年度の経済の姿を示すものであり、我が国経済は民間活動がその主体をなすものであること、また、特に国際環境の変化には予見し難い要素が多いことにかんがみ、これらの数字はある程度の幅をもって考えられるべきである。

参 考 資 料

第1表 実質国内総支出

		対前年度比増減率	
		平成7年度 (実績見込み)	平成8年度 (見通し)
主 要 項 目	民間最終消費支出	%程度 1.4	%程度 2.3
	民間住宅	8.1	2.2
	民間企業設備	1.8	4.1
	政府支出	6.1	1.5
	財貨・サービスの輸出	2.9	5.6
	財貨・サービスの輸入	10.5	8.2
国内総支出(=国内総生産)		1.2	2.5
うち内需寄与度		2.0	2.7
外需寄与度		0.7	0.2
国民総支出(=国民総生産)		1.3	2.5

第2表 国民所得

	平成6年度 (実績)	平成7年度 (実績見込み)	平成8年度 (見通し)	対前年度比増減率	
				平成7年度	平成8年度
	兆円	兆円程度	兆円程度	%程度	%程度
雇 用 者 所 得	269.6	274.0	279.2	1.6	1.9
財 産 所 得	29.3	25.7	24.2	12.1	5.8
企 業 所 得	74.1	76.9	80.8	3.8	5.1
合 計 : 国 民 所 得	372.9	376.6	384.2	1.0	2.0

平成8年度予算の概要

このような編成過程を経てとりまとめられた平成8年度予算の特色を、以下、説明することとしたい。

1. 平成8年度予算の特色

平成8年度予算については、特例公債を含む公債発行に依存せざるを得ないなど容易ならざる財政事情の下、従来にも増して徹底した歳出の洗直しに取り組む一方、限られた財源の中で景気への配慮など現下の経済情勢に適切に対処している。

まず、一般歳出については従来にも増して洗直しを行っており、特に経常部門経費は厳しく抑制し、1.5%と63年度以降では最も低い伸びとしたところ。この結果、8年度一般歳出は対前年度1兆円を下回る増(2.4%増)となり、最近では6年度に次いで低い伸びとなっている。

一方、現下の厳しい経済情勢に適切に対処するため、

平成6年及び7年と同程度規模(約5.5兆円)の所得減税を引き続き実施するほか、

一般歳出全体を抑制する中で、一般歳出投資部門経費については、5.2%の伸びを確保するとともに、

公共事業関係費についても、対前年度4.0%増の伸びを確保している。

さらに、

我が国金融システムの安定性とそれに対する内外からの信頼を確保し、預金者保護に資するとともに、我が国経済を本格的な回復軌道に乗せるためにも、住宅金融専門会社(住専)を巡る諸問題の早期解決を図ることとし、住専の資産等を引き継ぎ、処理にあたる機関の早期成立等に資するよう、6,850億円を預金保険機構に緊急金融安定化資金として計上している。

また、高齢化への対応、国民生活の質の向上、科学技術の振興や産業構造の転換等、今後の我が国の発展のための基盤など社会経済情勢の変化に即応した真に必要な施策については、資金を重点的・効率的に配分している。

具体的には、

公共投資重点化枠を活用した公共投資の重点化、特に、国民生活の質の向上に資する分野に重点投資を行うこと等による公共事業のシェアの見直し

新ゴールドプランや緊急保育対策等の着実な推進に加え、新たに障害者プラン関連施策の推進

我が国の将来の発展につながる基礎研究の推進、学術研究基盤の充実など科学技術振興の推進

草の根無償の拡充等我が国の顔のみえるきめ細かな援助、環境・人権への配慮等新しい側面に積極的に対応した援助など効果的・重点的なODAの推進

中小企業の技術開発や新規創業の支援をはじめとする経済構造改革の推進

経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体が生産の大宗を担う力強い農業構造の実現に向けた農業施策の展開

「いじめ対策」や「銃器対策」等、国民生活と密接に関連する事項へのきめ細かな対応

などを重点的に実施している。

2.平成8年度予算のフレーム

平成8年度の一般会計歳出・歳入予算の規模は当初予算比5.8%増の75兆1,049億円となっている。

(1) 歳 出

一般歳出

景気への配慮と財政事情の悪化への対応の両立という背景の下、一般歳出については従来にも増して洗直しを行い、特に経常部門経費を厳しく抑制した。この結果、8年度一般歳出は、対前年当初予算比2.4%増の43兆1,409億円となった。

N T T事業等

N T T株式の売払収入の活用等によって行ってきた社会資本の整備の促進を図るための事業(1兆3,000億円)については、引き続きこれを確保することとした。

国債費

国債費については、特例的に平成5年度以来停止してきた定率繰入れ等及び平成4年度以来延期してきた一般会計承継債務の償還を復活することとした。これらにより、国債費は国債等の元利払いに必要な本来の水準に回復した。対前年度3兆1,539億円増の16兆3,752億円となった。

地方交付税交付金

地方交付税交付金については、法定の地方交付税率により算定される額から6年度の精算額1,218億円を減額した上で、地方財政の円滑な運営のため、極めて厳しい国の財政状況の下ではあるが、法定加算4,138億円、臨時特例加算4,253億円の一般会計加算を行うこととした。

この結果、8年度の地方交付税交付金は、対前年度2.9%増の13兆6,038億円となった。(地方交付税交付金の一般会計歳出に占める比率は18.1%)

(2) 歳 入

税収

当面の経済状況等を踏まえ、平成8年においても所得税の特別減税を継続して実施するとともに、土地税制、証券税制等について適切な対応を図る一方、公益法人等に対する課税の適正化、租税特別措置の整理合理化その他所要の措置を講ずることとする。平成8年度の税収については、7年度税収が1次補正後予算額(53兆5,930億円)から3兆円程度落ち込むと見込まれることなどから、7年度当初税収(53兆7,310億円)に比して2兆3,860億円減の51兆3,450億円を見込んでいる。

税外収入

税外収入については、既に連年にわたる増収努力の結果、減額(対7年度当初予算比8,175億円)とならざるを得ないが、極めて厳しい財政事情の下、外為特会からの一般会計繰入れを行うなど、できる限り洗直しに努め、7年度限りの増収措置分(8,480億円)を除いたところの比較では305億円増の2兆5,594億円を見込んでいる。(7年度におけるN T T - A・Cタイプ貸付金の繰上償還に係る金額(1兆1,087億円)を除く。)

公債発行

財政事情は容易ならざる状況に立ち至っており、特例公債11兆9,980億円を含む公債21兆290億円を発行せざるを得ない事態となった。

(公債依存度は28.0%、公債残高は8年度末241兆円程度の見込み)

平成 8 年度予算フレーム

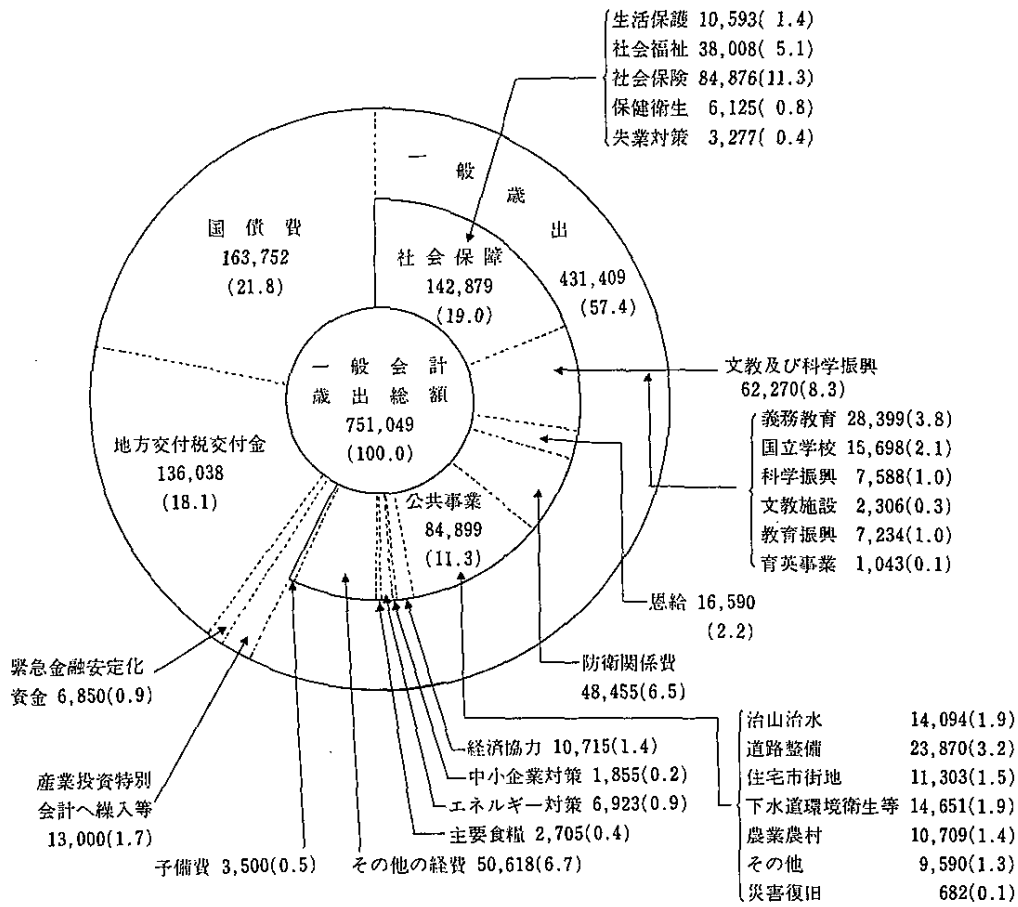
(単位 億円)

	7 年 度 予 算		8 年 度 予 算		備 考
		6' → 7'		7' → 8'	
(歳入)					
税 収	537,310	660	513,450	23,860	7 年度補正後税収 506,810 億円
税 外 収 入	44,856 [33,769]	11,156 [398]	25,594	19,262 [8,175]	
N T T	1,725	-	1,715	10	公債依存度 28.0%
公 債 金	125,980	10,450	210,290	84,310	
〔 建 設 公 債	97,469 [86,382]	7,623 [3,931]	90,310	7,159 [3,928]	うち、減税特例公債 18,796 億円
〔 特 例 公 債	28,511	2,827	119,980	91,469	
計	709,871 [687,697]	20,946 [2,162]	751,049	41,178 [63,352]	
(歳出)					
国 債 費	132,213 [121,126]	11,389 [165]	163,752	31,539 [42,626]	定率繰入等 34,797 億円，一般会計承継債務の償還 8,684 億円
地 方 交 付 税	132,154	4,576	136,038	3,884	伸率 2.4%
一 般 歳 出	421,417	12,869	431,409	9,992	
N T T 等					伸率 5.8%
〔 事 業 分	13,000	-	13,000	-	
〔 償 還 分	11,087	11,554	-	11,087	
緊急金融安定化資金	-	-	6,850	皆増	
決 調 資 金 繰 戻	-	15,448	-	-	
計	709,871 [687,697]	20,946 [2,162]	751,049	41,178 [63,352]	

(注) 1. 各欄の下段 [] 書は，7 年度における NTT - A 及び C タイプ貸付金の繰上償還に係る金額 (11,087 億円) 並びに 6 年度における NTT - B タイプ貸付金の繰上償還に係る金額 (22,641 億円) を控除した場合の計数。

2. 「NTT 等」の「事業分」の欄の計数には，「社会資本整備特別措置法」に基づき平成 3 年度まで貸付けを受けて実施されていた公共的建設事業のうち，当面，当該株式の売払収入以外の財源をもって行うこととした金額 (7 年度 11,275 億円，8 年度 11,285 億円) を含んでいる。また，「償還分」は，「社会資本整備特別措置法」に基づく公共的建設事業に係る貸付金等の繰上償還時に貸し付けることとした金額である。

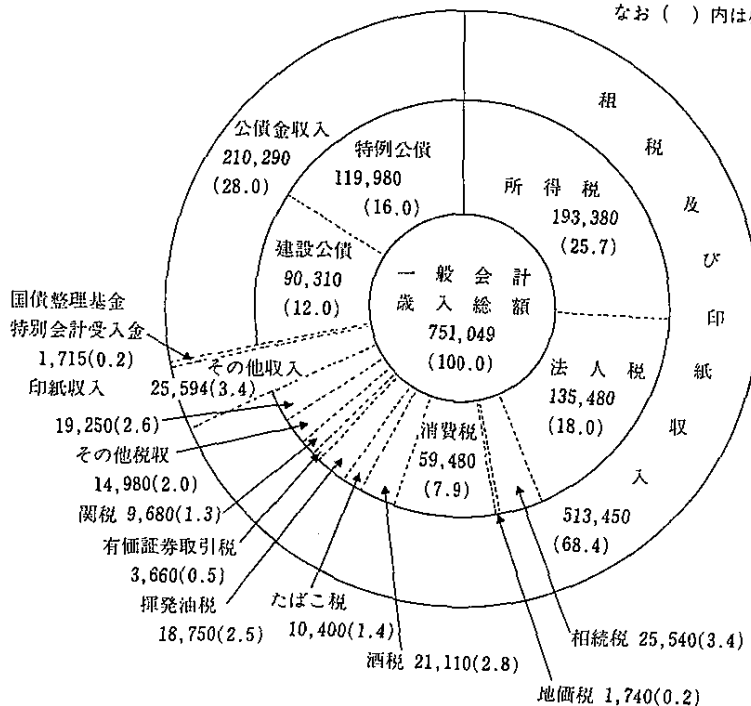
歳 出



注 上記の一般会計歳出の中の「公共事業」(84,899 億円)に、「社会資本整備特別措置法」に基づき平成3年度まで貸付を受けて実施されていた公共的建設事業のうち、当面、当該株式の売払収入以外の財源をもって行うこととした金額(11,285 億円)を加えた一般会計全体における「公共事業関係費」は96,184 億円となる。

歳 入

(単位: 億円、%)
なお () 内は構成比



40年度以降の一般会計予算の姿

年度	一般会計 歳出 (伸率) %	一般歳出 (伸率) %	地方交付税 (伸率) %	公債発行額			公債依存度 %	税込比率 %	公債残高 《実績》億円	公債残高 G D P %	国債費 億円	国債費 一般会計 %		
				億円	建設公債 億円	特例公債 億円								
40	12.4	12.8	15.3				《実績》	89.9	2,000	0.6	220	0.6		
41	17.9	20.4	4.8	7,300	7,300		16.9 (14.9)	74.1	8,750	2.2	489	1.1		
42	14.8	12.0	19.6	8,000	8,000		16.2 (13.9)	76.9	15,950	3.4	1,153	2.3		
43	17.5	14.9	21.6	6,400	6,400		11.0 (7.8)	80.7	20,544	3.7	2,013	3.5		
44	15.8	13.3	22.1	4,900	4,900		7.3 (6.0)	85.1	24,634	3.8	2,788	4.1		
45	18.0	16.9	24.7	4,300	4,300		5.4 (4.2)	87.3	28,112	3.7	2,909	3.7		
46	18.4	17.4	23.5	4,300	4,300		4.6 (12.4)	88.1	39,521	4.8	3,193	3.4		
47	21.8	25.2	6.9	19,500	19,500		17.0 (16.3)	77.2	58,186	6.0	4,554	4.0		
48	24.6	22.5	26.7	23,400	23,400		16.4 (12.0)	77.6	75,504	6.5	7,045	4.9		
49	19.7	19.0	21.6	21,600	21,600		12.6 (11.3)	80.5	96,584	7.0	8,622	5.0		
50	24.5	23.2	30.3	20,000	20,000		9.4 (25.3)	81.5	149,731	9.8	10,394	4.9		
51	14.1	18.8	△	13.6	72,750	35,250	37,500	29.9 (29.4)	63.9	220,767	12.9	16,647	6.9	
52	17.4	14.5		21.3	84,800	44,300	40,500	29.7 (32.9)	64.0	319,024	16.8	23,487	8.2	
53	20.3	19.2		16.8	109,850	60,500	49,350	32.0 (31.3)	62.5	426,158	20.4	32,227	9.4	
54	12.6	13.9	△	2.0	152,700	72,150	80,550	39.6 (34.7)	55.7	562,513	25.0	40,784	10.6	
55	10.3	5.1		23.8	142,700	67,850	74,850	33.5 (32.6)	62.0	705,098	28.7	53,104	12.5	
56	9.9	4.3		23.5	122,700	67,850	54,850	26.2 (27.5)	69.0	822,734	31.5	66,542	14.2	
57	6.2	1.8		14.2	104,400	65,160	39,240	21.0 (29.7)	73.7	964,822	35.3	78,299	15.8	
58	1.4	△	0.0	△	20.8	133,450	63,650	69,800	26.5 (26.6)	64.1	1,096,947	38.4	81,925	16.3
59	0.5	△	0.1		21.5	126,800	62,250	64,550	25.0 (24.8)	68.3	1,216,936	39.9	91,551	18.1
60	3.7	△	0.0		9.0	116,800	59,500	57,300	22.2 (23.2)	73.4	1,344,314	41.5	102,241	19.5
61	3.0	△	0.0		5.1	109,460	57,000	52,460	20.2 (21.0)	75.0	1,451,267	42.8	113,195	20.9
62	0.0	△	0.0	△	0.0	105,010	55,200	49,810	19.4 (16.3)	76.1	1,518,093	42.7	113,335	20.9
63	4.8	1.2		7.1	88,410	56,900	31,510	15.6 (11.6)	79.5	1,567,803	41.3	115,120	20.3	
元	6.6	3.3		22.6	71,110	57,800	13,310	11.8 (10.1)	84.4	1,609,100	39.6	116,649	19.3	
2	9.6	3.8		14.3	55,932	55,932		8.4 (10.6)	87.6	1,663,379	37.9	142,886	21.6	
3	6.2	4.7		4.6	53,430	53,430		7.6 (9.5)	87.8	1,716,473	37.0	160,360	22.8	
4	2.7	4.5	△	1.3	72,800	72,800		10.1 (13.5)	86.5	1,783,681	37.7	164,473	22.8	
5	0.2	3.1	△	1.0	81,300	81,300		11.2 (21.5)	84.7	1,925,393	40.4	154,423	21.3	
6	1.0	2.3	△	18.3	136,430	105,092	31,338	18.7 (22.4)	73.4	2,066,046	43.2	143,602	19.6	
7	△	2.9	3.1	3.6	125,980	97,469	28,511	17.7	75.7	約213兆円程度	約43	132,213	18.6	
					(220,320)	(165,001)	(55,319)	(28.2)	(64.9)	(約222兆円程度)	(約46)			
8	5.8	2.4		2.9	210,290	90,310	119,980	28.0	68.4	紛241兆円程度	約49	163,752	21.8	

(注) 1. 「公債依存度《実績》」, 「公債残高」及び「公債残高/GDP」を除き, 計数は, 各年度当初予算ベース。

2. 平成8年度の「公債残高」は当初見込みの計数。

3. 平成7年度の() 書は補正(第3号)の計数。

各歳出分野の概要

歳出の主要な経費について説明すると以下の通りである。

（公共事業関係）

公共事業関係費について、「公共投資基本計画」を踏まえ、本格的な高齢化社会が到来する前に着実に社会資本整備を推進し、また景気の回復を確実なものとするため、対前年度比 4.0%の伸びを確保することとしており、9 兆 7,199 億円となっている。また、国民生活の質の向上に結びつく分野をはじめ、21 世紀に向けて新たな時代のニーズに的確に対応するため、思い切った重点投資を行うなど、重点的・効率的な配分に一層の努力を払っているところである。また、住宅金融公庫融資の着実な推進、公共賃貸住宅の供給の促進、住宅地関連公共施設の整備の促進など住宅対策の拡充を図ることとしている。

（社会保障関係）

我が国の高齢化は現在急速に進展しているが、21 世紀に向かって活力ある福祉社会を形成していくことは重要な課題である。国民生活に密接に関連する社会保障については、経済の動向と均衡をとり、長期的に安定かつ効率的に機能するよう制度を構築する必要がある。このような観点から、社会保障制度については、これまでも医療・年金等各般の分野にわたって制度改革を行ってきたところであるが、平成 8 年度においても、諸般の制度・施策の見直しの効果を予算に織り込むとともに、障害者対策、新ゴールドプラン及び緊急保育対策等国民に身近な施策については、きめ細かな配慮を行うこととして編成した。

この結果、平成 8 年度の社会保障関係費は、平成 7 年度当初予算に比べ 2.6%増の 14 兆 2,879 億円となる。

（恩給関係）

恩給関係費について、1 兆 6,590 億円を計上している。

（文教及び科学技術振興）

平成 8 年度予算においては、資金の重点的・効率的配分、国と地方の機能分担及び費用負担の在り方、受益者負担の適正化等の観点から、各種経費について見直しを進めるとともに、高等教育、学術研究、科学技術、文化の各分野に対し資金の重点的配分を図ることとし、文教及び科学技術振興費として 6 兆 2,270 億円（対前年度当初予算比 1,505 億円、2.5%増）を計上している（うち科学技術振興費は 7,588 億円（対前年度当初予算比 744 億円、10.9%増））。

（中小企業対策）

中小企業を取り巻く環境が円高修正の動きにもかかわらず依然厳しいなか、我が国経済の活力の源である中小企業には、現在の構造変化の流れを積極的に乗り切り、創造性に富んだ発展を遂げていくことが求められている。8 年度予算においては、中小企業の技術開発、新規創業等の支援をはじめ、中小企業金融対策、小規模企業対策、小売商業対策、組織化対策などに一層配意した総合的な施策を推進するために必要な中小企業対策費 1,855 億円を確保。

（農林水産関係）

ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施等、我が国の農業・農村をとりまく内外の諸情勢に対処するため、今後、経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体を育成し、こうした経営体が生産の大宗を担う農業構造を実現していくことが必要である。

農林水産関係予算については、このような観点に立って、施策の重点化を図り、重点的かつ効率的な配分を行うこととしている。

（経済協力）

我が国の国際貢献の大きな柱である ODA については、引き続きその重要性に配慮していく必要がある。他方、我が国 ODA は既に 4 年連続して世界一となり、量的拡充より質的充実が求められる段階に至っている。こうした

一般会計歳出等の推移（当初ベース）

（単位 億円、％）

	昭和30年度		40			50			60			平成 3			4			5			6			7			8			
		構成比		構成比	30→40 平均伸率		構成比	40→50 平均伸率		構成比	50→60 平均伸率		構成比	2→3 伸 率		構成比	3→4 伸 率		構成比	4→5 伸 率		構成比	5→6 伸 率		構成比	6→7 伸 率		構成比	7→8 伸 率	
一 般 会 計 歳 出 総 額	9,915	100.0	36,581	100.0	13.9	212,888	100.0	19.3	524,996	100.0	9.4	703,474	100.0	6.2	722,180	100.0	2.7	723,548	100.0	0.2	730,817	100.0	1.0	709,871	100.0	△2.9	751,049	100.0	5.8	
国 債 費	434	4.4	220	0.6	△6.6	10,394	4.9	47.0	102,242	19.5	25.7	160,360	22.8	12.2	164,473	22.8	2.6	154,423	21.3	△6.1	143,602	19.6	△7.0	132,213	18.6	△7.9	163,752	21.8	23.9	
地 方 交 付 税	1,374	13.8	7,162	19.6	18.0	44,086	20.7	19.9	96,901	18.5	8.2	159,749	22.7	4.6	157,719	21.8	△1.3	156,174	21.6	△1.0	127,578	17.5	△18.3	132,154	18.6	3.6	136,038	18.1	2.9	
一 般 歳 出	8,107	81.8	29,199	79.8	13.7	158,408	74.4	18.4	325,854	62.1	7.5	370,365	52.6	4.7	386,988	53.6	4.5	399,168	55.2	3.1	408,548	55.9	2.3	421,417	59.4	3.1	431,409	57.5	2.4	
社会 保 障 関 係 費	1,043	12.9	5,183	17.8	17.4	39,282	24.8	22.5	95,740	29.4	9.3	122,132	33.0	5.1	127,387	32.9	4.3	131,457	32.9	3.2	134,816	33.0	2.6	139,244	33.0	3.3	142,879	33.1	2.6	
文教及び科学振興費	1,308	16.1	4,751	16.3	13.8	25,885	16.3	18.5	48,409	14.9	6.5	53,944	14.6	5.5	56,834	14.7	5.4	58,205	14.6	2.4	59,578	14.6	2.4	60,765	14.4	2.0	62,270	14.5	2.5	
恩 給 関 係 費	895	11.0	1,693	5.8	6.6	7,558	4.8	16.1	18,637	5.7	9.4	18,094	4.9	△1.6	17,839	4.6	△1.4	17,766	4.5	△0.4	17,620	4.3	△0.8	17,266	4.1	△2.0	16,590	3.9	△3.9	
地方 財 政 関 係 費	—	—	—	—	—	215	0.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
防 衛 関 係 費	1,349	16.6	3,014	10.3	8.4	13,273	8.4	15.9	31,371	9.6	9.0	43,860	11.8	5.45	45,518	11.8	3.8	46,406	11.6	1.95	46,835	11.5	0.9	47,236	11.2	0.86	48,455	11.2	2.58	
公 共 事 業 関 係 費	1,635	20.2	7,333	25.1	16.2	29,120	18.4	14.8	64,284	19.7	8.2	66,657	18.0	6.3	70,137	18.1	5.2	74,084	18.6	5.6	77,546	19.0	4.7	81,123	19.3	4.6	84,899	19.7	4.7	
（産投繰入分含み）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(78,957)	—	5.3	(82,437)	—	4.4	(86,384)	—	4.8	(89,846)	—	4.0	(93,423)	—	4.0	(97,199)	—	4.0	
経 済 協 力 費	101	1.3	271	0.9	10.4	1,926	1.2	21.7	5,878	1.8	11.8	8,459	2.3	7.8	9,051	2.3	7.0	9,571	2.4	5.7	9,992	2.4	4.4	10,351	2.5	3.6	10,715	2.5	3.5	
（ O D A ）	—	—	—	—	—	—	—	—	(5,801)	—	10.0	(8,831)	—	8.0	(9,522)	—	7.8	(10,144)	—	6.5	(10,634)	—	4.8	(11,061)	—	4.0	(11,452)	—	3.5	
中 小 企 業 対 策 費	26	0.3	217	0.7	23.6	1,273	0.8	19.4	2,162	0.7	5.4	1,950	0.5	0.3	1,956	0.5	0.3	1,951	0.5	△0.2	1,877	0.5	△3.8	1,857	0.4	△1.0	1,855	0.4	△0.1	
エ ネ ル ギ ー 対 策 費	—	—	—	—	—	884	0.5	—	6,288	1.9	21.7	5,921	1.6	8.1	6,313	1.6	6.6	6,551	1.6	3.8	6,759	1.7	3.2	6,819	1.6	0.9	6,923	1.6	1.5	
主 要 食 糧 管 理 費	—	—	1,055	3.6	—	9,086	5.7	24.0	6,953	2.1	△2.6	3,732	1.0	△5.6	3,421	0.9	△8.3	3,113	0.8	△9.0	2,743	0.7	△11.9	2,723	0.6	△0.7	2,705	0.6	△0.7	
そ の 他 の 事 項 経 費	1,670	20.6	5,182	17.7	12.0	26,906	17.0	17.9	42,631	13.1	4.7	42,776	11.5	4.2	45,042	11.6	5.3	46,565	11.7	3.4	47,282	11.6	1.5	50,534	12.0	6.9	50,618	11.7	0.2	
給 与 改 善 予 備 費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,350	0.4	皆増	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
予 備 費	80	1.0	500	1.7	20.1	3,000	1.9	19.6	3,500	1.1	1.6	1,500	0.4	△57.1	3,500	0.9	133.3	3,500	0.9	0.0	3,500	0.9	0.0	3,500	0.8	0.0	3,500	0.8	0.0	
一 般 歳 出 計		100.0		100.0			100.0			100.0			100.0			100.0			100.0			100.0			100.0				100.0	
産業投資特別会計へ繰入等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13,000	1.8	0.0	13,000	1.8	0.0	13,783	1.9	6.0	35,641	4.9	158.6	24,087	3.4	△32.4	13,000	1.7	△46.0	
緊急金融安定化資金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6,850	0.9	皆増	
決 算 調 整 資 金 繰 戻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15,448	2.1	皆増	—	—	—	—	—	—	

（注）1. 計数は原則として四捨五入によっているので、端数において合計と一致しないものがある。

2. 50年度以前の内訳は、60年度以降と同一の分類ではない。

3. 主要経費別シェアは一般歳出の計を100としたシェアである。

点を勘案し、8年度においては、深刻な財政事情の下、厳しい社会経済情勢を踏まえ、伸率の圧縮を図ることとし、一般会計ODA予算につき対前年度3.5%増の1兆1,452億円を計上。

（防衛関係）

平成8年度の防衛関係費については、防衛力の合理化・効率化・コンパクト化を定めた新防衛大綱の下での最初の予算であり、容易ならざる財政事情等を踏まえ、極力圧縮に努めたところであるが、過去の契約の支払いである歳出化経費の大幅増等の事情があり、平成7年度当初予算に比べ、1,219億円、伸率2.58%増の48,455億円となっている。

（エネルギー対策）

我が国経済の安定的発展と国民生活の豊かさを確保しつつ、エネルギー環境問題や世界経済の発展といった地球の課題に責任ある対応をしていくため、エネルギー政策の国際展開を図るとともに、我が国のエネルギー需給構造の高度化、資源エネルギーの安定供給を推進する。また、長期にわたり安定的なエネルギーの供給を確保するため、引き続き安全対策等の充実に配慮しつつ、原子力平和利用の促進を図る等諸施策を推進することとしており、6,923億円を計上している。

（緊急金融安定化資金）

我が国金融システムの安定性とそれに対する内外からの信頼を確保し、預金者保護に資するとともに、我が国経済を本格的な回復軌道に乗せるため、住宅金融専門会社（住専）を巡る諸問題の早期解決を図ることとし、住専の資産等を引き継ぎ、処理にあたる機関の早期成立等に資するよう、6,850億円を預金保険機構に支出。

（地方財政）

国税五税の法定率分等に加え、極めて厳しい国の財政状況の下、法定加算（4,138億円）、臨時特例加算（4,253億円）の一般会計加算を行った結果、一般会計ベースの交付税は、13兆6,038億円（2.9%増）。

一方、地方財政の円滑な運営のため、交付税特会借入金等を活用し、特会出口ベースは16兆8,410億円（4.3%増）を確保。

「財政改革を進めるに当たっての基本的考え方」及び「財政の中期展望」

今後の財政改革の進め方について基本となる考え方を示すものとして、大蔵省は「財政改革を進めるに当たっての基本的考え方」及び「財政の中期展望」を、平成8年1月26日の閣議報告を経て同日、国会に提出した。

「財政改革を進めるに当たっての基本的考え方」及び「財政の中期展望」等は、中期的視点に立った財政運営を進めていくうえでの検討の手掛かりとして、従来から予算の提案理由説明と同時に予算委員会に提出しているものである。

本年度版では、我が国財政が平成8年度予算において特例公債を含む約21兆円に及ぶ公債に依存せざるを得ない状況となったことを踏まえ、

「財政改革を進めるに当たっての基本的考え方」は、財政の現状、中期的な財政事情及び今後の財政改革についての課題を示し、今後の財政改革について幅広く議論を求めるものとしている。

また、「財政の中期展望」では、特例公債発行下における過去の諸試算の例にならい、特例公債を機械的に減額する形で、かつ、以下の複数のケースを示すことにより、今後の中期的な財政事情を示し、議論の参考に資するものとしている。

試算1.....9年度に特例公債発行がゼロとなることを仮定

試算2.....12年度（2000年）に特例公債発行がゼロとなることを仮定

試算3.....15年度（2003年）に特例公債発行がゼロとなることを仮定

(注)「財政の中期展望」は、現行の経済計画の想定した経済の姿(名目成長率3.5%等)や現行の制度・施策を前提に、一般歳出等が自然体で推移した場合の将来の財政の姿を、歳出入ギャップ(要調整額)を示しつつ展望するもの(本年度は平成9～11年度の3年間推計)。

「財政の中期展望」(平成9～11年度の3年間試算)のポイント

〔試算1〕	9年度に特例公債発行がゼロとなることを仮定。
〔試算2〕	12年度(西暦2000)に特例公債発行がゼロとなることを仮定し、毎年度2.3兆円ずつ機械的に均等に減額。
〔試算3〕	15年度(西暦2003)に特例公債発行がゼロとなることを仮定し、毎年度1.3兆円ずつ機械的に均等に減額。

○ 試算1～3における、各年度の要調整額は以下のとおり (兆円)

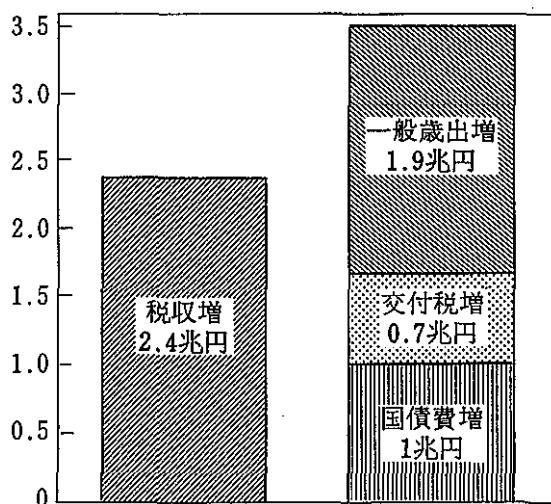
	9年度	10年度	11年度
試算1	13.5	13.6	14.4
試算2	6.6	9.3	12.8
試算3	5.6	7.4	10.0

(注)試算2の仮定(12年度特例公債ゼロ)を一般歳出の抑制のみで満たすならば各年度の伸率を約5%とし続ける必要。また、試算3の仮定(15年度特例公債ゼロ)の場合であっても、各年度の一般歳出を少なくとも横ばいとし続ける必要。

○ 中期的な財政事情は、経済成長に伴って税収が増加するとしても、国債費、地方交付税、既存の施策・制度における一般歳出全ての増加は到底賄いきれない状況。

財政構造の思い切った見直しが行われなければ、現状の多額の歳出入ギャップは年々拡大の一途を辿るおそれ強い(下図参照)。

平成10→11年度の増(試算2)



(備考) 試算の主な前提

- ・ 税 収.....新経済計画を前提に、過去の平均的弾性値 1.1 を用いて、税制改革の影響等を勘案して推計(9年4月からの消費税率引き上げ等を織り込み)。
- ・ 公債金収入.....特例公債を8年度発行額(減税特例公債分及び緊急金融安定化資金に対応する分を除く。)から機械的に減額。(建設公債は横置き。)
- ・ 歳出と歳入の差額が「要調整額」であり、毎年度の予算編成において歳出歳入両面にわたる種々の施策の組合せにより調整されるべきもの。

(主計居調査課)

財政の中期展望（平成7年度～平成11年度）

[試 算 1]

（単位 億円，％）

		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
歳出	1. 国 債 費	(△ 7.9) 132,213	(23.9) 163,752	(9.6) 179,400	(4.6) 187,700	(4.0) 195,200
	2. 地 方 交 付 税	(3.6) 132,154	(2.9) 136,038	(22.6) 166,800	(5.1) 175,400	(3.8) 182,000
	3. 一 般 歳 出	(3.1) 421,417	(2.4) 431,409	(8.7) 468,900	(3.3) 484,400	(3.8) 502,900
				(10.3) [475,800]	(4.8) [499,000]	(5.3) [525,600]
				(9.8) [368,400]	(3.4) [386,500]	(4.0) [407,900]
		(2.6) 325,702	(1.5) 330,715	(11.4) [107,400]	(4.9) [112,500]	(5.5) [117,700]
				(5.1) 105,900	(3.1) 109,200	(3.1) 112,600
				(6.7) [107,400]	(4.7) [112,500]	(4.6) [117,700]
	4. 産業投資特別会計へ繰入等	(△ 32.4) 24,087	(△ 46.0) 13,000	(0.0) 13,000	(0.0) 13,000	(0.0) 13,000
				(0.0) 13,000	(0.0) 13,000	(0.0) 13,000
				(0.0) 13,000	(0.0) 13,000	(0.0) 13,000
	償 還 分	(△ 51.0) 11,087	(皆減) 0	(ー) 0	(ー) 0	(ー) 0
	5. 緊急金融安定化資金	(ー) 0	(皆増) 6,850	(皆減) 0	(ー) 0	(ー) 0
	計	(△ 2.9) 709,871	(5.8) 751,049	(10.3) 828,100 (11.2) [835,000]	(3.9) 860,500 (4.8) [875,100]	(3.8) 893,100 (4.7) [915,800]
歳入	1. 税 収	(0.1) 537,310	(△ 4.4) 513,450	(13.9) 584,900	(5.3) 615,600	(3.9) 639,300
	2. そ の 他 収 入	(△ 19.3) 46,581	(△ 41.4) 27,309	(△ 32.7) 18,400	(3.9) 19,100	(3.6) 19,800
				(0.0) 1,725	(0.0) 1,700	(0.0) 1,700
		(△ 0.0) 1,725	(△ 0.6) 1,715	(0.0) 1,700	(0.0) 1,700	(0.0) 1,700
				(△ 19.9) 44,856	(4.2) 17,400	(4.0) 18,100
	3. 公 債 金 収 入	(△ 19.9) 44,856	(△ 42.9) 25,594	(△ 34.9) 16,700	(4.2) 17,400	(4.0) 18,100
				(△ 42.9) 25,594	(4.2) 17,400	(4.0) 18,100
				(△ 34.9) 16,700	(4.2) 17,400	(4.0) 18,100
要 調 整 額 (歳 出 - 歳 入)	4. 公債金収入.....特例公債について、9年度以降の発行額をゼロと仮置き四条公債については、9年度以降8年度の発行額（緊急金融安定化資金のうち50億円に相当する額を除く。）と同額を仮置きし計上	125,980	210,290	90,300	90,300	90,300
	四 条 公 債	97,469	90,310	90,300	90,300	90,300
	特 例 公 債	28,511	119,980	0	0	0
計		(△ 2.9) 709,871	(5.8) 751,049	(△ 7.7) 693,600	(4.5) 725,000	(3.4) 749,400
要 調 整 額 (歳 出 - 歳 入)		—	—	134,500 [141,400]	135,500 [150,100]	143,700 [166,400]

（注）1. 地方交付税.....名目成長率3.5％×弾性値1.2（税制改革，8年度税制改正の影響等を調整。）

2. 一般歳出.....8年度予算における制度・施策を前提

3. 税 収.....名目成長率3.5％×弾性値1.1（税制改革，8年度税制改正の影響等を調整。）

4. 公債金収入.....特例公債については，9年度以降の発行額をゼロと仮置き四条公債については，9年度以降8年度の発行額（緊急金融安定化資金のうち50億円に相当する額を除く。）と同額を仮置きし計上

5. 産業投資特別会計へ繰入等の事業分及び国債整理基金特別会計受入金は，9年度以降8年度の額と同額と仮置きした。

6. []は新規施策等に充てるための予備枠を含む計数である。

7. 公債金収入は，中期的視点に立った財政運営を進めていく上での検討の手掛かりを示すものとして，機械的に減額しているが，これは，各年度の予算編成において，その時々々の経済情勢や財政事情等に応じ変化し得るものである。

財政の中期展望（平成7年度～平成11年度）

〔試 算 2〕

（単位 億円，％）

		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
歳出	1. 国 債 費	(△ 7.9) 132,213	(23.9) 163,752	(10.8) 181,400	(6.1) 192,500	(5.2) 202,600
	2. 地 方 交 付 税	(3.6) 132,154	(2.9) 136,038	(22.6) 166,800	(5.1) 175,400	(3.8) 182,000
	3. 一 般 歳 出	(3.1) 421,417	(2.4) 431,409	(8.7) 468,900	(3.3) 484,400	(3.8) 502,900
				(10.3) [475,800]	(4.8) [499,000]	(5.3) [525,600]
				(9.8) 363,000	(3.4) 375,200	(4.0) 390,300
				(11.4) [368,400]	(4.9) [386,500]	(5.5) [407,900]
				(5.1) 105,900	(3.1) 109,200	(3.1) 112,600
				(6.7) [107,400]	(4.7) [112,500]	(4.6) [117,700]
	4. 産業投資特別会計へ繰入等	(△ 32.4) 24,087	(△ 46.0) 13,000	(0.0) 13,000	(0.0) 13,000	(0.0) 13,000
				(0.0) 13,000	(0.0) 13,000	(0.0) 13,000
				(0.0) 13,000	(0.0) 13,000	(0.0) 13,000
	事業分	(0.0) 13,000	(0.0) 13,000	(0.0) 13,000	(0.0) 13,000	(0.0) 13,000
	償 還 分	(△ 51.0) 11,087	(皆減) 0	(ー) 0	(ー) 0	(ー) 0
	5. 緊急金融安定化資金	(ー) 0	(皆増) 6,850	(皆減) 0	(ー) 0	(ー) 0
	計	(△ 2.9) 709,871	(5.8) 751,049	(10.5) 830,100 (11.5) [837,000]	(4.2) 865,300 (5.1) [879,900]	(4.1) 900,500 (4.9) [923,200]
歳入	1. 税 収	(0.1) 537,310	(△ 4.4) 513,450	(13.9) 584,900	(5.3) 615,600	(3.9) 639,300
	2. そ の 他 収 入	(△ 19.3) 46,581	(△ 41.4) 27,309	(△ 32.7) 18,400	(3.9) 19,100	(3.6) 19,800
		(0.0) 1,725	(△ 0.6) 1,715	(0.0) 1,700	(0.0) 1,700	(0.0) 1,700
		(△ 19.9) 44,856	(△ 42.9) 25,594	(△ 34.9) 16,700	(4.2) 17,400	(4.0) 18,100
		税 外 ・ そ の 他 収 入				
	3. 公 債 金 収 入	125,980	210,290	161,100	137,500	113,900
	四 条 公 債	97,469	90,310	90,300	90,300	90,300
	特 例 公 債	28,511	119,980	70,800	47,200	23,600
	計	(△ 2.9) 709,871	(5.8) 751,049	(1.8) 764,400	(1.0) 772,200	(0.1) 773,000
要 調 整 額 (歳 出 - 歳 入)		—	—	65,700 [72,600]	93,100 [107,700]	127,500 [150,200]

（注）1. 地方交付税……名目成長率3.5％×弾性値1.2（税制改革，8年度税制改正の影響等を調整。）

2. 一般歳出……8年度予算における制度・施策を前提

3. 税 収……名目成長率3.5％×弾性値1.1（税制改革，8年度税制改正の影響等を調整。）

4. 公債金収入……特例公債については，12年度（西暦2000年度）において特例公債の発行額がゼロとなることを仮置きし，8年度の発行額（減税特例公債の発行額及び緊急金融安定化資金のうち6,800億円に相当する額を除く。）から9年度以降毎年度2兆3,600億円ずつ機械的に均等に減額した額を計上
四条公債については，9年度以降8年度の発行額（緊急金融安定化資金のうち50億円に相当する額を除く。）と同額を仮置きし計上

5. 産業投資特別会計へ繰入等の事業分及び国債整理基金特別会計受入金は，9年度以降8年度の額と同額と仮置きした。

6. []は新規施策等に充てるための予備枠を含む計数である。

7. 公債金収入は，中期的視点に立った財政運営を進めていく上での検討の手掛かりを示すものとして，機械的に減額しているが，これは，各年度の予算編成において，その時々々の経済情勢や財政事情等に応じ，変化し得るものである。

財政の中期展望（平成7年度～平成11年度）

〔試算 3〕

（単位 億円，％）

		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
歳出	1. 国債費	(△ 7.9) 132,213	(23.9) 163,752	(11.0) 181,700	(6.5) 193,500	(5.9) 205,000
	2. 地方交付税	(3.6) 132,154	(2.9) 136,038	(22.6) 166,800	(5.1) 175,400	(3.8) 182,000
	3. 一般歳出	(3.1) 421,417	(2.4) 431,409	(8.7) 468,900 (10.3) [475,800]	(3.3) 484,400 (4.8) [499,000]	(3.8) 502,900 (5.3) [525,600]
	経常部門	(2.6) 325,702	(1.5) 330,715	(9.8) 363,000 (11.4) [368,400]	(3.4) 375,200 (4.9) [386,500]	(4.0) 390,300 (5.5) [407,900]
	投資部門	(5.1) 95,715	(5.2) 100,694	(5.1) 105,900 (6.7) [107,400]	(3.1) 109,200 (4.7) [112,500]	(3.1) 112,600 (4.6) [117,700]
	4. 産業投資特別会計へ繰入等	(△ 32.4) 24,087	(△ 46.0) 13,000	(0.0) 13,000	(0.0) 13,000	(0.0) 13,000
	事業分	(0.0) 13,000	(0.0) 13,000	(0.0) 13,000	(0.0) 13,000	(0.0) 13,000
	償還分	(△ 51.0) 11,087	(皆減) 0	(ー) 0	(ー) 0	(ー) 0
	5. 緊急金融安定化資金	(ー) 0	(皆増) 6,850	(皆減) 0	(ー) 0	(ー) 0
	計	(△ 2.9) 709,871	(5.8) 751,049	(10.6) 830,400 (11.5) [837,000]	(4.3) 866,300 (5.2) 880,900	(4.2) 902,900 (5.1) [925,600]
歳入	1. 税収	(0.1) 537,310	(△ 4.4) 513,450	(13.9) 584,900	(5.3) 615,600	(3.9) 639,300
	2. その他収入	(△ 19.3) 46,581	(△ 41.4) 27,309	(△ 32.7) 18,400	(3.9) 19,100	(3.6) 19,800
	国債整理基金特別会計受入金	(0.0) 1,725	(△ 0.6) 1,715	(0.0) 1,700	(0.0) 1,700	(0.0) 1,700
	税外・その他収入	(△ 19.9) 44,856	(△ 42.9) 25,594	(△ 34.9) 16,700	(4.2) 17,400	(4.0) 18,100
	3. 公債金収入	125,980	210,290	171,200	157,700	144,200
	四条公債	97,469	90,310	90,300	90,300	90,300
	特例公債	28,511	119,980	80,900	67,400	53,900
	計	(△ 2.9) 709,871	(5.8) 751,049	(3.1) 774,500	(2.3) 792,400	(1.4) 803,300
要調整額 (歳出 - 歳入)		—	—	55,900 [62,800]	73,900 [88,500]	99,600 [122,300]

（注）1. 地方交付税……名目成長率3.5％×弾性値1.2（税制改革，8年度税制改正の影響等を調整。）

2. 一般歳出……8年度予算における制度・施策を前提

3. 税収……名目成長率3.5％×弾性値1.1（税制改革，8年度税制改正の影響等を調整。）

4. 公債金収入……特例公債については，15年度（西暦2003年度）において特例公債の発行額がゼロとなることを仮置きし，8年度の発行額（減税特例公債の発行額及び緊急金融安定化資金のうち6,800億円に相当する額を除く。）から9年度以降毎年度1兆3,500億円ずつ機械的に均等に減額した額を計上
四条公債については，9年度以降8年度の発行額（緊急金融安定化資金のうち50億円に相当する額を除く。）と同額を仮置きし計上

5. 産業投資特別会計へ繰入等の事業分及び国債整理基金特別会計受入金は，9年度以降8年度の額と同額と仮置きした。

6. []は新規施策等に充てるための予備枠を含む計数である。

7. 公債金収入は，中期的視点に立った財政運営を進めていく上での検討の手掛かりを示すものとして，機械的に減額しているが，これは，各年度の予算編成において，その時々々の経済情勢や財政事情等に応じ変化し得るものである。